

## 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、就労等の理由により、夜間に人工透析による治療（夜間の人工透析治療とは、人工透析の治療開始時間が原則として午後5時以降になることをいう。）を受けている腎臓疾患患者に対し通院に伴う交通費の一部を助成（以下「給付金」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 受給資格者

この要綱において、給付金受給資格者とは、福岡県内（指定都市を除く。）に居住し、腎臓疾患のために夜間に人工透析の治療を受けている者で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (2) 夜間の人工透析治療回数が一月5回以上に及ぶこと。
- (3) 通院距離（自宅から医療機関までの距離をいう。）又は通院費用が次のアからウまでのいずれかに該当すること。ただし、専ら自家用車を使用している者であって、アに該当しないものであっても、公共交通機関又はタクシーを使用し、通院に伴う費用を2,000円以上負担した月がある場合は、当該月については、イ又はウに該当するものとして取り扱う。

#### ア 自家用車使用の場合

通院距離が片道10Km以上であること。

#### イ 公共交通機関使用の場合

1か月2,000円以上の運賃の負担をしたこと。

#### ウ タクシー使用の場合

領収書に基づき1か月2,000円以上の負担をしたと認められること。

### 3 給付の制限

次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用者で同法第15条第6号の規定により通院に伴う移送費が支給される者
- (2) 他の法令等により通院に伴う交通費が支給される者

### 4 所得の制限

給付に係る所得の制限については、福岡県腎臓疾患患者福祉給付金取扱要領で定めるところによるものとする。

### 5 給付金の額

給付金の額は、月額2,000円とする。

### 6 給付金の申請

給付金を受けようとする者は、次の書類を居住地の市町村の所管窓口を経由して区域を所管する県の保健福祉環境事務所に提出しなければならない。この場合において、県の保健福祉環境

事務所の所管区域については、福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例（平成13年福岡県条例第53号）第1条第3項による。なお、久留米市の区域については北筑後保健福祉環境事務所が、大牟田市の区域については南筑後保健福祉環境事務所が所管するものとする。

- (1) 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) 受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (3) 受給資格者及び扶養義務者の前年の所得並びに扶養親族数の証明書  
（前年の所得証明は、給与所得者については源泉徴収票を添付することによってこれに代えることができる。）
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第1号、第2号、第4号、並びに第6号に規定する控除を受けた者の数及び控除額の証明書。
- (5) 通院証明書（様式第2号）

#### 7 給付金の期間区分及び申請書等の提出期日

- (1) 給付金は、前期分（4月から9月までの6か月間）及び後期分（10月から翌年3月までの6か月間）の2回に分けて支払う。
- (2) 前期分について給付金を受けようとする者は、前記6に定める書類を9月30日までに居住地の市町村の所管窓口へ提出するものとする。
- (3) 前期から引続き後期分について給付金を受けようとするものは、翌年の3月31日までに申請書（後期分に限り2所得の状況欄は記入不要）及び通院証明書を居住地の市町村の所管窓口へ提出するものとする。
- (4) 10月1日以降に新たに給付金を受けようとする者は、翌年3月31日までに居住地の市町村の所管窓口へ前記6に定める書類を提出するものとする。

#### 8 申請者

給付金を受けるための申請者は、受給資格者本人又はその扶養義務者若しくはその扶養親族とする。

#### 9 申請書の進達及び台帳の整備

市町村長は、6に定める申請があつたときは福岡県腎臓疾患患者福祉給付金認定申請受付台帳（様式第3号）を整備の上、提出期限から5日以内に区域を所管する県の保健福祉環境事務所長へ送付するものとする。

#### 10 資格審査及び決定通知

県の保健福祉環境事務所長は、前記9の送付があつたときは給付金の受給資格の有無を審査し、給付決定したものについては福岡県腎臓疾患患者受給者台帳（様式第4号）を整備し、福岡県腎臓疾患患者福祉給付金支給決定通知書（様式第5号）により、また、受給資格がないと認めたときは福岡県腎臓疾患患者福祉給付金不支給決定通知書（様式第6号）により送付があつた関係機関を通じて申請者に通知するものとする。

#### 11 給付方法

金融機関等の口座振替又は送金払いとする。

#### 12 給付金の返還

県の保健福祉環境事務所長はこの要綱に定める受給資格を有しないで給付金の支給を受けた者に対し、給付金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成2年9月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年10月12日から施行し、改正後の腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行し、改正後の腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行する。なお、この要綱の施行の際現にある旧書式による様式第1号の用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行し、改正後の福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行し、改正後の福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行し、改正後の福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。